

平成29年度冬季開催「交流センター化に関する市民説明会(第2回)」開催実績

【1】開催期間 平成30年2月16日～3月28日

【2】開催場所 下表の市内12地区の地区公民館

【3】参加者数

開催地区	立岩	鎮西	飯塚東	鯉田	飯塚片島	庄内	菰田	穂波	颯田	筑穂	幸袋	二瀬	12地区合計
開催日	H30.2.16	H30.2.19	H30.2.20	H30.2.21	H30.2.22	H30.2.26	H30.2.28	H30.3.2	H30.3.6	H30.3.7	H30.3.13	H30.3.28	合計 405人 (平均 33.75人)
参加者数	43人	10人	26人	47人	27人	46人	28人	42人	37人	35人	32人	32人	

【4】主な質疑応答等

No.	質問事項	質問内容等	回答
1	交流センター化のメリット	交流センター化の具体的なメリットは何ですか。	施設利用の制約(社会教育法の制約)が緩和されることで、今までよりも地域密着で幅広い利用ができるようになり、地域住民や団体の活動が活性化され、より協働のまちづくりを進められます。
2	交流センター化のデメリット	交流センター化にはどのようなデメリットがありますか。	先進地では、生涯学習事業や社会教育事業の減退などが考えられると聞いているが、大きなデメリットはないと考えています。
3	サークル・講座活動等の会場使用	公民館事業に関して、会場の使用や使用料に変更は生じますか。	地域の方々が使用する貸館や使用料(減免を含む)は、原則として現行のとおりに対応できるように考えています。
4	営利を目的とする事業の施設使用料	営利を目的とする事業で施設を使用する場合、施設使用料はどうなりますか。	営利を目的とする事業の施設使用料は、飯塚市交流センター条例で定めており、2倍になります。
5	市内と市外の団体(個人)の施設使用料	市内の団体(個人)と市外の団体(個人)では、施設使用料の違いはありますか。	市内の団体(個人)については、原則として、従来どおりの使用料で使用できます。市外の団体(個人)については、飯塚市交流センター条例により、平成30年10月から市内の団体(個人)の使用料の2倍になります。

No.	質問事項	質問内容等	回答
6	市内と市外の団体(個人)の施設使用予約	市内の団体(個人)と市外の団体(個人)では、施設使用予約の違いはありますか。	市内の団体(個人)については施設使用日の6か月前の日から予約できます。市外の団体(個人)については、施設使用日の3か月前から予約可能となります。
7	小中一貫校(交流センター併設)における営利事業	小中一貫校と併設ではない交流センターと変わらず、営利事業を実施できるのですか。	営利事業も幅広くありますので、個別の事業ごとに、教育環境を守りながら交流センターでの事業展開が出来るように、関係機関等と協議、検討を行っていきます。
8	職員の名称	交流センターに変わることで、職員の名称はどうなりますか。	公民館長は交流センター長、公民館主事は交流センター主事に変わります。
9	交流センター長、主事の地元推薦	公民館長、主事については、公民館運営審議会から推薦をしていましたが、交流センターに変わっても同じ流れになりますか。	推薦制度はなくなりますが、地域の方々との協議をさせていただき決定したいと考えています。
10	交流センター運営審議会	公民館運営審議会は平成30年3月末に廃止となり、交流センター運営審議会が設置せれるということですか。	そのとおりです。
11	交流センター運営審議会の委員	交流センター運営審議会の委員はどのようにきまるのですか。	交流センター条例において、1地区8名以内と定めています。各地区でまちづくり活動、社会教育活動に携わっておられる方を中心に委員になっていただこうと考えています。
12	中央公民館との関係	中央公民館はなぜ残るのですか。	中央公民館は、社会教育の拠点施設として継続することで、交流センター化後も中央公民館と連携を図り事業展開していくこととしております。
13	施設(交流センター)整備計画	現施設(交流センター)の整備予定はどのようになっていますか。	飯塚市交流センター整備実施計画で規定している内容を説明しています。

No.	質問事項	質問内容等	回答
14	指定管理者制度	指定管理者制度とはどんなものですか。	交流センターの指定管理としては、施設の維持管理及び貸館などの運営を包括的に委託していくことで考えております。
15	指定管理者導入時期	指定管理者制度の導入時期はいつ頃ですか。	導入時期は確定していません。市が一方向的に全市的に導入時期を決定するのではなく、各地域の方々と相談、協議しながら、導入可能な地区から導入したいと考えています。
16	指定管理者導入後の職員体制	指定管理者制度導入後の職員体制はどうなるのですか。	指定管理者となった団体が施設の管理運営を行うこととなりますので、その団体で雇用していただくこととなりますが、詳細な運営体制については、今後、決定していきたいと考えております。

飯塚市地区公民館施設整備実施計画（抜粋）

【変更前：平成28年3月 市民文教委員会提出時】

地区 公民館名	主体構造	建設年度	延床面積(㎡) 敷地面積(㎡)	整備実施内容	年次計画			
					29年度	30年度	31年度	32年度
庄内	鉄筋コンクリート造 2階建	S60年度	1,436 6,814	新耐震基準により建築した建築物であることから、運営上支障が生じた場合等にその都度整備を行っていく。				
		H3年度	782 1,157					
		H16年度	553 837					
穂波	鉄筋コンクリート造 2階建	S53年度	1,795 6,554	新耐震基準以前の建築物につき補強工事等による整備を必要とするが、大規模公民館施設であるため、改修であっても多額の費用を要することから、市長部局等と協議のうえ、近隣の公共施設との複合化等による整備も検討し、平成27年度末までに整備内容や整備の時期を決定する。	平成32年度までに整備を行う。			



飯塚市交流センター整備実施計画（抜粋）

【変更後：平成30年3月 現在】

センター名	主体構造	建設年度	延床面積(㎡) 敷地面積(㎡)	整備実施内容	年次計画				
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
庄内	鉄筋コンクリート造 2階建	S60年度	1,436 6,814	新耐震基準により建築した建築物であることから、運営上支障が生じた場合等にその都度整備を必要とするが、都市機能誘導区域外に立地している施設であるため、地域拠点区域内に立地し、類似機能を有する庄内保健福祉総合センターハーモニーとの複合化による整備を行う。			←→ 改修工事設計	←→ 改修工事	
		H3年度	782 1,157						
		H16年度	553 837						
穂波	鉄筋コンクリート造 2階建	S53年度	1,795 6,554	新耐震基準以前の建築物であることから、平成31年度に耐震診断を行い、平成32年度以降に耐震補強及び改修工事による整備を行う。			←→ 耐震診断 (耐震補強設計) 改修工事設計	←→ (耐震補強) 改修工事	

庄内まちづくりワークショップの設立について

庄内公民館の方向性

飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画において、庄内公民館については、施設老朽化のため施設整備の必要があり、庄内保健福祉総合センターハーモニー（以下「ハーモニー」という。）へ移転統合することとしています。その理由として、ハーモニーは地域の拠点に立地し、類似機能を有している施設であるためとあります。ただし、一部研修室等が不足するため増築等を行う必要があるとしています。

この施設整備に当たっては、庄内地区の中心拠点として将来のまちづくりを見据えながら、庄内地区まちづくり協議会と飯塚市が十分に検討協議を行う必要があります。

近畿大学との連携

これまで、学校法人近畿大学と国立大学法人九州工業大学は、飯塚市・嘉麻市・桂川町の各自治体と様々な分野において、各々で連携事業に取り組んできましたが、その学術的分野（教育・文化の振興）や経済分野（観光や産業の振興）での連携の経験を活かして、さらに“まちづくり”や“ひとづくり”といった幅広い分野での連携強化を図り、地方創生の促進並びに行政が抱える様々な地域課題の解決に向けて相互に連携協力することを目指すため、平成29年4月に、2市1町と各大学との間で包括連携協定を締結しました。

協定内容（抜粋）

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力する。

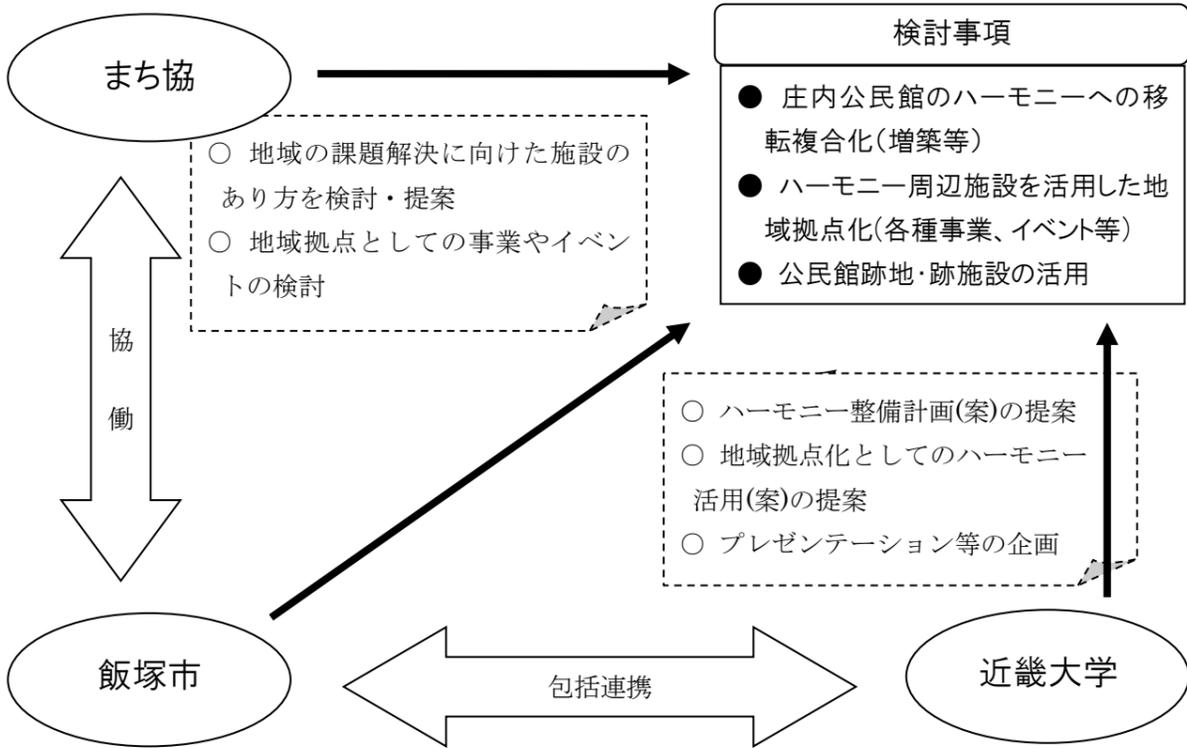
- (1) コミュニティ活動・地域の活性化に関すること
- (2) ひとづくり・人材育成に関すること。
- (3) 観光振興及び産業振興など地域経済の発展に関すること
- (4) 環境の保全及び防犯・防災対策の推進に関すること
- (5) 保健・医療・福祉の向上に関すること
- (6) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (7) 国際化・国際交流の推進に関すること
- (8) 学術の調査・研究に関すること
- (9) 地方創生に関すること
- (10) その他必要と認める事項

2 前項各号において連携協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

連携内容

近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科の協力を得て、まちづくり協議会と飯塚市の3者で、庄内まちづくりワークショップを設立し、庄内公民館のハーモニーへの移転複合化の検討のみならず、ハーモニー周辺の施設を活用した市民が集い魅力ある拠点としての事業や、イベント等の検討などを行います。

＜庄内まちづくりワークショップ イメージ図＞



庄内まちづくりワークショップ検討事項

- 公民館をハーモニーへ複合化（増築）し、ハーモニーを庄内地区の中心拠点として整備する計画の策定
- ハーモニー周辺の施設を活用した市民が集い魅力ある拠点としての事業、イベント等の発案
- 公民館跡地・跡施設の活用方法の検討

概要

- 庄内地区まちづくり協議会代表者、近畿大学、飯塚市職員で構成
- まちづくり協議会を主体とした検討部会として位置づけ、飯塚市が事務局となり運営

立岩交流センター整備事業

1 施設の概要

- (1) 名 称 飯塚市立岩交流センター
- (2) 所在地 飯塚市新立岩 1527 番 2
- (3) 敷地面積 2,279.01 m² (実測)

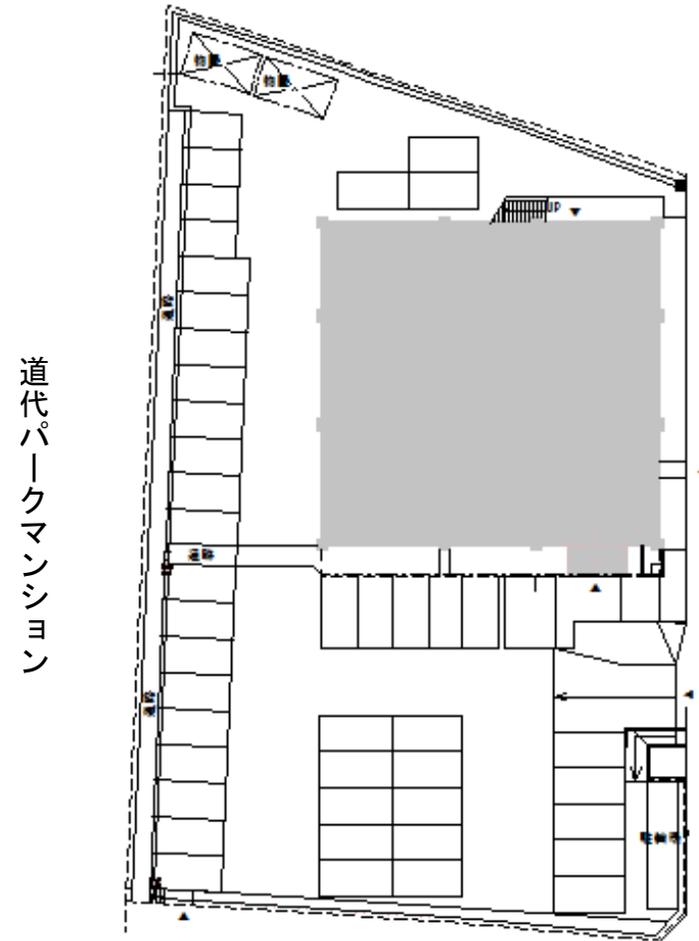
2 施設の内容

- (1) 延床面積 約 1,100 m²
- (2) 主要構造 RC 造 2 階建
- (3) 駐車台数 45 台 (うち車椅子専用駐車場 1 台)
10 台程度 (駐輪場)

3 スケジュール

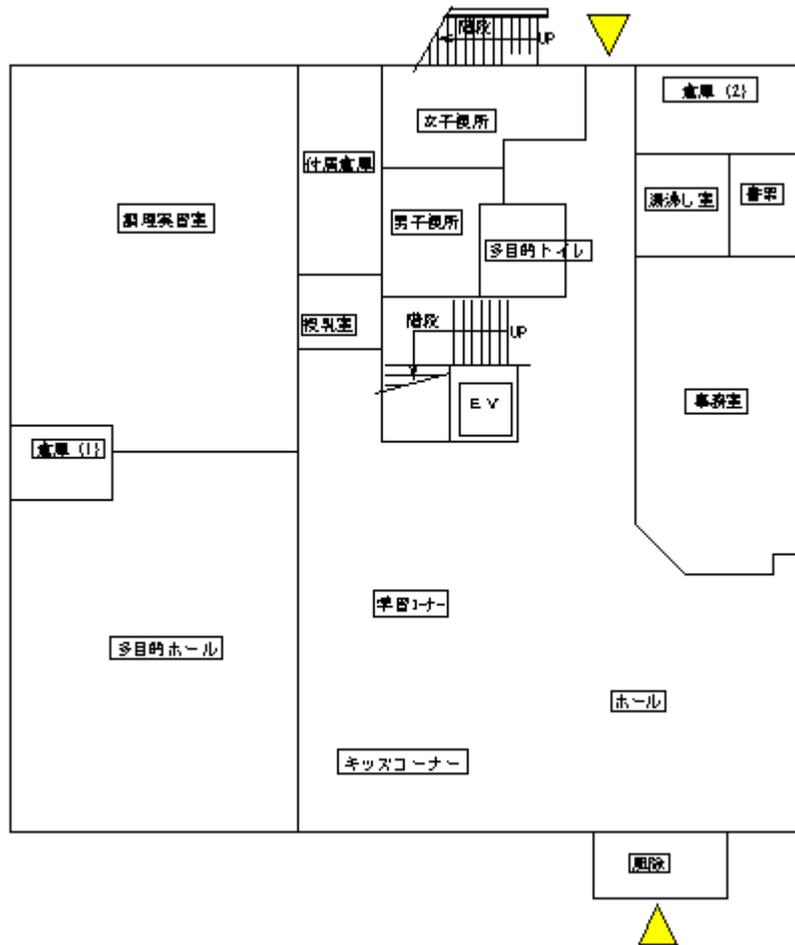
	平成 30 年度	平成 31 年度
・ 実施設計		
・ 建設工事 (建築・電気・機械)	● ● →	
・ 備品、消耗品等購入 ・ 移転 (引越)	仮契約 - 議案上程	→

4 配置計画図



飯塚第1中学校裏門通学路

5 1 階平面図



6 2 階平面図

